

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学通信教育部学則（以下「学則」という。）第30条、第31条、第32条、第33条及び第34条に基づき、通信授業試験及び面接授業試験の実施に関する事項を定める。

- 2 通信授業試験は、科目試験と呼称する。
- 3 面接授業試験は、スクーリング試験、メディア授業試験と呼称する。

(試験の方法)

第2条 通信授業試験及び面接授業試験の実施方法は、筆記試験もしくは実技試験とする。

- 2 筆記試験は以下の方法により実施する。
 - (1) 本学の校舎・施設及び本学指定の場所での実施（以下、会場試験）
 - (2) インターネットに接続がされた学生個人のパーソナルコンピュータ等を利用して実施（以下、WEB試験）

(試験時間)

第3条 会場試験の時間は1科目50分とする。

- 2 WEB試験の時間は1科目60分とする。
- 3 第1項、第2項に係わらず、個別の指定がある場合は、試験時間は別途指定する。
- 4 本学に責が帰する場合を除き、個別の再試験、時間延長は認めない。

(会場試験の監督員)

第4条 会場試験の実施に際しては、各試験会場に1名又は受験者数に応じて相当数の試験監督員を置く。

- 2 試験監督員は、本学の教職員及び本学が委嘱した者が担当する。
- 3 試験監督員は、試験を公正に実施するものとする。

(会場試験実施の原則)

第5条 会場試験は所定の日時に実施することを原則とするが、交通機関の運休、台風・積雪等により中止等の措置をとることがある。

- 2 前項の措置については別に定める。

(通信授業試験)

第6条 通信授業試験は、以下の試験のことをいう。

- (1) 学則第27条の印刷授業における試験。
- (2) 学則第28条の面接授業及び第28条の2のメディア授業における試験が不合格の場合の再試験
- 2 通信授業試験の日時及び試験会場は、通教学生ポータルサイト及び副教材、機関誌等に掲示する。

(通信授業試験の受験資格)

第7条 通信授業試験を受けるためには、所定の教育費を納入し、かつ、以下の受験資格を満たさなければならない。

- (1) 第6条第1号の印刷授業における試験を受験するためには、所定の報告課題（以下、「レポート課題」という。）について学習報告（以下、「レポート」という。）を1単位につき1通提出しなければならない。
- (2) 第6条第2号の再試験の受験は、面接授業またはメディア授業を所定の時間数の受講をし、面接授業試験の評価が不合格となった場合に限る。

(通信授業試験の受験手続)

第8条 受験資格を満たす正科課程の学生及び科目等履修生は、受験を希望する授業科目（以下「受験科目」という。）について、所定の受験申込期間に受験手続を行わなければならない。

- 2 受験申込した正科課程の学生及び科目等履修生が、前条に定める受験資格を満たしている場合、受験科目の受験を許可し、受験通知票を発行する。
- 3 1回の通信授業試験で、所定の科目を午前に最大で2科目、午後最大で2科目受験することができる。
- 4 受験を許可された受験科目以外は、受験することはできない。
- 5 受験申込期間に受験手続を行わない場合は、受験することはできない。
- 6 受験手続に関する詳細は、副教材及び機関誌に掲示する。

(通信授業試験の再受験)

第9条 通信授業試験に不合格の場合は、履修登録している期間内に再度受験手続き、受験することができる。

(面接授業試験)

第10条 面接授業試験は、以下の試験のことをいう。

- (1) 学則第28条の面接授業における試験。
- (2) 学則第28条の2のメディア授業における試験

(面接授業試験の受験資格)

第11条 面接授業試験を受けるためには、所定の教育費及びスクーリング受講料を納入しなければならない。

2 面接授業試験を受けるためには、面接授業及びメディア授業を所定の時間数、受講をしなければならない。

(面接授業試験の再試験)

第12条 面接授業試験に不合格の場合は、履修登録している期間内に面接授業またはメディア授業を再度受講するか、もしくは通信授業試験の際に面接授業再試験として受験手続き、受験することができる。

2 前項の面接授業再試験は、一部科目では実施をしない。実施しない科目については、副教材で掲示する。

3 第1項の面接授業再試験の受験手続きは、第8条のとおりとする。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 指定された日時・試験場・方法で受験する。
- (2) 会場試験では試験監督員及び試験監督補助の指示に従う。
- (3) 会場試験では試験中は学生証又は登録証、及び受験票又は受講許可書を机の上に置く。
- (4) WEB試験の場合、顔認証、顔確認を受けなければならない。
- (5) 不正を行わない。
- (6) 試験中に許可なく退席してはならない。
- (7) 答案用紙に所定の事項を記入する。
- (8) 退席に際しては、答案を提出する。

2 前項第2号及び第5号に違反した者の取扱については、別に定める。

(事務)

第14条 この細則に関する事務は、通信教育部事務室教務課が担当する。

附 則 (令和2年6月8日細則第6号)

この細則は、令和2年7月1日から施行する。